人事よろず 相談室

アドバイザーに聞く

社労士事務所 HANA
代表 久世　直子
特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント

社会保険の適用拡大について

Q　当社は、従業員数が100人以上の会社ですが、2022年から、社会保険の加入要件が変わるときいています。短時間労働者も多く在籍しているのですが、どのようになるのでしょうか？

A　2022年10月から、社会保険被保険者101人～500人の企業で働くパート・アルバイトの方が、一定の要件を満たすことで、新たに社会保険が適用されます。扶養内で働くパートの方の働き方にも影響しますので、今から説明会を開催し、対象となる従業員の方の理解を得ておくことが必要となります。

《解説》

◆新たな対象企業とは？

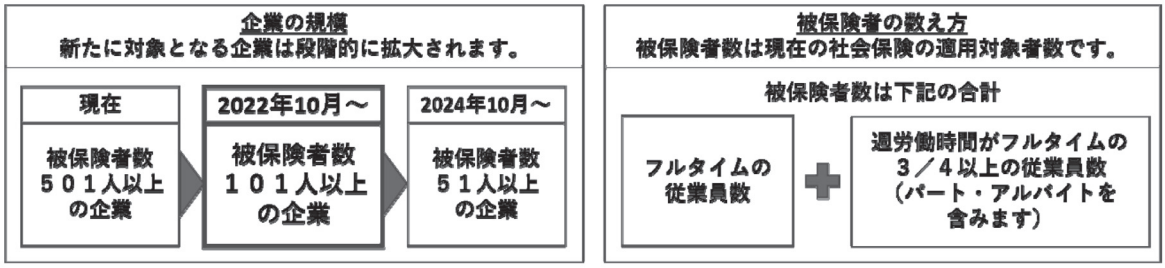

◆新たな加入対象者とは？（下記の１.～４.の全てを満たす従業員です。）

1．週の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること（※週所定労働時間が40時間の企業の場合）
2．賃金の月額が88,000円以上であること（但し、以下を除外して算出します。）
　①臨時に支払われる賃金（慶弔手当等）
　②１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
　③時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
　④最低賃金において、算入しないと定められている賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等）
3．雇用期間が継続して２か月を超えて見込まれること
　①就業規則、雇用契約書等において、その契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されていること
　②同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約期間を超えて雇用された実績があること
　が、判断基準となります。
　ただし、①と②のいずれかに該当するときであっても、労使双方により、最初の雇用契約を超えて雇用しないことについて合意しているときは、雇用契約の期間を超えることが見込まれないこととして取り扱われます。
4．学生でないこと（※休学中や夜間学生は加入対象となります。）

◆今後の企業としての対応は？

1．新たに加入対象となるパート・アルバイトのみなさんに、法律改正の内容が確実に伝わるよう、社内イントラやメール等を活用し、社内の周知に努めましょう。
2．必要に応じて説明会の開催を行い、個人面談の際には次のポイントを伝えましょう。
　①社会保険の新たな加入対象者となることを伝える
　②社会保険の加入メリットを伝える
　③今後の労働時間等について話し合う
　　例：本人が希望すれば労働時間の延長を提案
　　本人が希望すれば正社員への転換を提案　等
3．手続きとしては、2022年８月までに日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届きますので、2022年10月５日までに社会保険の「被保険者資格取得届」をオンライン等で届け出ることとなります。尚、2024年10月からは、さらに適用要件が拡大される予定ですので、今後の採用方針を検討しておく必要があるかと思われます。